平成２６年（フ）第６２号
福井市印田町第６号39番地
債務者　松木　惠子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６４号
福井市乾徳３丁目８番15号
債務者　久保　廣恭
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６６号
福井県吉田郡永平寺町松岡芝原２丁目60番地
債務者　田邊　清隆
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７１号
福井市高木町第58号10番地
債務者　坂井　智仁
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４１号
兵庫県明石市西明石東町11番地の７
債務者　池田　展之
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第３５４号
名古屋市緑区青山２丁目31番地　青山ハイツ306号
債務者　梶原ひとみ
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９７号
神戸市垂水区西舞子４丁目１番７号　メゾンＨＡＭＡ―Ｂ号
債務者　福榮　早苗
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２７０号
神戸市垂水区多聞町字小東山868番地の789
県住１―1014号
債務者　柴田　真衣（旧姓鳥越）
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２８０号
神戸市灘区大和町３丁目１番２―212号、従前の住所神戸市中央区神仙寺通１丁目３番23号
債務者　武田　忠夫
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２８１号
神戸市灘区大和町３丁目１番２―212号、従前の住所神戸市中央区神仙寺通１丁目３番23号
債務者　武田　雅子
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２９６号
神戸市須磨区西落合４丁目１番244―302号
債務者　神宮あけみ（旧姓尾崎・鉾立・井川）
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３９８号
名古屋市西区歌里町56番地　Ｍ・ハピネス101号
債務者　坂井　孝子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７０号
青森市幸畑２丁目12番７号
債務者　相馬　信之
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７１号
青森市久須志４丁目22番３号
債務者　小林　弘文
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３９号
青森県八戸市大字売市字右水門下８番地26　グランビア館106号
債務者　上野　純子（旧姓山地）
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第７９号
和歌山市小雑賀91番地
債務者　楠木　　治
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１号
栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁160番地72
債務者　吉田　和子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部